府　令

○内閣府令第六十二号

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第五十九条第四項の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和四年十一月一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

沖縄総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（消費・安全課の所掌事務） **第四十条**　消費・安全課は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～六　略］ 七　特定第一種水産動植物等（特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和二年法律第七十九号）第二条第二項に規定する特定第一種水産動植物等をいう。以下同じ。）の取引等に係る情報の記録及び伝達に関すること（同法第七条第一項又は第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令並びに同法第十二条第一項の規定による報告の徴収、物件の提出の要求及び立入検査の実施（第九十二条において「勧告等」という。）に係るものに限る。）。 八～十三　［略］ （林務水産課の所掌事務） **第四十二条**　林務水産課は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～十八　略］ 十九　水産物の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること（消費・安全課の所掌に属するものを除く。）。 ［二十～二十七　略］ （用地課の所掌事務） **第六十一条**　用地課は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一・二　略］ 三　所有者不明土地の利用の円滑化等（所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第三条第一項に規定する所有者不明土地の利用の円滑化等をいう。）を図るための施策に関する調査及び調整その他当該施策の推進に関すること。 ［四～十七　略］ （事務所） **第九十二条**　総合事務局の事務所の名称、位置、管轄区域及び所掌事務は、次のとおりとする。 ［略］	（消費・安全課の所掌事務） **第四十条**　消費・安全課は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～六　同上］ ［号を加える。］ 七～十二　［同上］ （林務水産課の所掌事務） **第四十二条**　林務水産課は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～十八　同上］ 十九　水産物の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。 ［二十～二十七　同上］ （用地課の所掌事務） **第六十一条**　用地課は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一・二　同上］ 三　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第四十一条の規定による職員の派遣に関すること。 ［四～十七　同上］ （事務所） **第九十二条**　総合事務局の事務所の名称、位置、管轄区域及び所掌事務は、次のとおりとする。 ［同上］

名称	位置	管轄区域	所掌事務